

内部監査の実施状況について

(令和8年3月12日現在)

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
<p style="text-align: center;">① 山口労働局管内 の 労働基準監督署 及び 公共職業安定所</p>	<p style="text-align: center;">令和7年10月6日 から 令和7年11月20日</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年11月途中から令和6年12月までの出勤簿が整理されていない。 ・出勤簿、休暇処理、超過勤務命令及び旅行命令に関する事務処理に不備が認められた。 <p>主な不備事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿 表示誤り・表示漏れ ・休暇簿の記載誤り・記載漏れ・押印漏れ ・超過勤務関係書類の記載誤り、記載漏れ ・旅行発令日の誤り 	<ul style="list-style-type: none"> ・未整理の出勤簿については担当者が直ちに整理し、管理者がその確認を行った。 ・今後は、毎月15日までに担当者と非常勤職員が前月分の出勤簿と休暇簿等との読み合わせを行う。 ・不備については補正した。今後は「勤務時間・休暇等事務処理要領」、通達等に基づく適正な事務処理及びその確認・点検を徹底する。 ・庶務会計経理事務担当者会議(研修)(令和8年2月17日開催)において、監査結果を説明し、適正な事務処理を説明した。
<p style="text-align: center;">② 山口労働局内 の 各課・室</p>	<p style="text-align: center;">令和7年11月12日 から 令和7年12月3日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①管理事務に関する事項 ②会計経理事務に関する事項 ③その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・支出基準に基づいた支出(謝金)が行われていない。 ・出勤簿、休暇処理、超過勤務命令及び旅行命令に関する事務処理に不備が認められた。 <p>主な不備事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿の表示漏れ・表示誤り ・休暇簿の記載表示誤り・記載漏れ ・超過勤務関係書類の記載誤り・記載漏れ・押印誤り・押印漏れ ・旅行発令日の誤り 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当者へ説明を行った後、未払い分の謝金について追給した。 ・今後は、会議起案の行政決裁時に、諸謝金の金額の根拠となる通達等の文書を添付し、決裁者等も支出基準を確認する。 ・不備については補正した。今後は「勤務時間・休暇等事務処理要領」、通達等に基づく適正な事務処理及びその確認・点検を徹底する。 ・庶務会計経理事務担当者会議(研修)(令和8年2月17日開催)において、監査結果を説明し、適正な事務処理を説明した。